

(志願者向け資料 2)

保護者の海外転勤を事由とする埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格の特例について

平成30年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における募集は、別冊の「平成30年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項・入学者選抜要領」(以下「実施要項等」という。)に基づいて実施されますが、特に、保護者の海外勤務等に伴い、下記1のいずれか一つに該当する者については、必要書類を持参の上、所定の手続きをとり、出願資格があると認定された場合には、本県の公立高等学校に出願できます。

1 出願資格の要件及び提出書類

(1) 海外日本人学校又は外国の学校を修了する見込みの者(学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者)で、志願者及び保護者が本県に居住することが確実な場合

(注) ここでいう保護者とは、父及び母の二人をいいます。父又は母のいずれかが生存していない場合は生存する父又は母、父も母も生存しない場合は未成年後見人をいいます。

ア 平成30年3月31日までに志願者が保護者ととともに帰国し、県内に居住できる場合

提出書類

(ア) 「平成30年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」(埼玉県教育委員会所定用紙)

(イ) 保護者の勤務先の長(社長、所長(支店長)、部長又は課長)が発行した海外勤務(予定)に関する証明書(任地、赴任期間、帰国予定、帰国後の勤務地、帰国後の住居等の記載があり、社長、所長(支店長)、部長又は課長の署名及び職印の押印があるもの)(様式自由)

(ウ) 保護者の住居に関する証明書(家屋の登記事項証明書、独立行政法人都市再生機構(U R 都市機構)、公営住宅の入居証明書、賃貸契約書の写し等)

要 件	必 要 書 類
ア 保護者の帰国等により、県内の社宅に一家転住する場合	保護者の勤務先の長(社長、所長(支店長)、部長又は課長)が発行した帰国後の住居が記載された証明書 (注)・ 帰国の発令予定日は、原則として平成30年4月1日以前であること。 ・ 転勤(予定)証明書には、社長、所長(支店長)、部長又は課長の署名及び職印の押印があること。 ・ 埼玉県内の住所から通勤可能な勤務先に転勤するものであること。 ・ 勤務先の社宅名、所在地及び入居予定日が転勤(予定)証明書に記載されていること。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。

<p>イ 埼玉県内の保護者名義の家屋に一家転住する場合（過去に県内に居住していた者が、海外勤務により海外に転居し、再び、3月31日までに、父又は母とともに県内の自宅に戻る場合を含む。）</p>	<p>家屋の登記事項証明書（登記簿謄本）</p> <p>（注）・ 申請日から3か月以内に発行されたものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸等を行っている場合には、3月31日までに明け渡される旨の証明書を添付のこと。</li> </ul> <p>転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
<p>ウ 家屋の新築により、県内に一家転住する場合</p>	<p>確認済証（建築物）の写し</p> <p>（注）・ 建築主住所氏名欄に保護者の氏名が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の位置・地名・地番欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。</li> <li>・ 工事完了予定日欄に、3月31日までの日が記載されていること。未記入の場合は、別に工務店等の証明書を添付のこと。</li> </ul> <p>転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
<p>エ 家屋の購入により、県内に一家転住する場合</p>	<p>建物売買契約書の写し</p> <p>（注）・ 買主欄に保護者の氏名が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。</li> <li>・ 引渡年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。</li> </ul> <p>転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
<p>オ 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）、公営住宅の賃貸家屋に一家転住する場合</p>	<p>UR都市機構、県若しくは市町村の発行する入居を予定する証明書</p> <p>（注）・ 借主欄に保護者の氏名が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。</li> <li>・ 入居年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。</li> </ul> <p>転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
<p>カ 一般の賃貸家屋に一家転住する場合</p>	<p>賃貸契約書の写し</p> <p>（注）・ 借主欄に保護者の氏名が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。</li> <li>・ 入居年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。</li> </ul> <p>転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>

イ 平成30年3月31日までに志願者のみが帰国し、本県に居住している親族と同居する場合

提出書類

(ア)「平成30年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」(埼玉県教育委員会所定用紙)

(イ)保護者の勤務先の長(社長、所長(支店長)、部長又は課長)が発行した海外勤務(予定)に関する証明書(任地、赴任期間、帰国予定、帰国後の勤務地、帰国後の住居等の記載があり、社長、所長(支店長)、部長又は課長の署名及び職印の押印があるもの)(様式自由)

(ウ)保護者に代わり志願者の身元を引き受ける親族の承諾書(様式自由)

(エ)上記(ウ)の親族の現住所を証明できる書類(住民票の写し(申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの)等)

(オ)出願事由を説明する書類(様式自由)

(2)県内の中学校卒業生(平成30年3月卒業見込みの者を含む。)で、保護者とともに県内に生活の本拠があったが、保護者が一時的に海外勤務となり、志願者が本県に居住する親族と同居することとなった場合

提出書類

上記(1)アの(ア)、(イ)、(ウ)及び上記(1)イの(ウ)、(エ)

(3)外国において日本の中学校に相当する課程を修了した外国人(平成30年3月修了見込みの外国人を含む。)及び、保護者の海外勤務によらず外国において日本の中学校に相当する課程を修了した日本人(平成30年3月修了見込みの日本人を含む。)が、平成30年3月31日までに保護者とともに県内に居住できる場合、又は、外国において日本の中学校に相当する課程を修了した者が、県内に保護者とともに居住している場合

提出書類

上記(1)アの(ア)、(ウ)及び外国の最終学校の修了(修了見込み)を証明する書類

(備考1)すでに志願者が県内に保護者とともに居住している場合は、上記(1)アの(ウ)については、保護者の氏名が記載されている住民票の写し(申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの)で代えることができます。

(備考2)外国人特別選抜に出願する場合は、他に外国の最終学校の成績証明書、外国人登録証明書又は在留カードの写し等が必要です。

## 2 手続を行う期間及び場所

### (1) 期間

平成29年12月1日(金)から平成30年2月19日(月)正午まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日(金)から1月3日(水)までの間を除く。)

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(なお、可能な限り平成30年2月16日(金)までに出席資格の認定を受けてください。)

### (2) 場所

ア 全日制の課程の県立高等学校への志願の場合

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 学事担当

電話 048-830-6735

イ 定時制又は通信制の課程の県立高等学校への志願の場合

志願先の県立高等学校  
ウ 市立高等学校への志願の場合  
当該各市教育委員会

(3) 手続の方法等

保護者又はその代理人が、印鑑及び該当する書類を手続場所へ持参してください。  
出願資格を認定された「埼玉県高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」、出願書類等が交付されます。

3 入学願書の記載等について

- (1) 入学願書及び受検票は、出願資格の認定後、所定の様式を用い、必要事項を記入してください。
- (2) 調査書は、出願資格の認定後、所定の様式を用い、実施要項等に基づいて出身中学校長に作成してもらってください。
- (3) 入学願書、調査書について不明な点は、埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課（電話048-830-6766）へ問い合わせてください。

4 出願手続及び志願先の変更等

(1) 出願手続

出願の際、入学願書に、あらかじめ認定を受けた「埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」を添付して提出してください。

(2) 志願先高等学校を変更する場合

出願後における志願先変更については、実施要項等に従って行います。この場合は、改めて出願資格の認定の申請は行わず、変更前の高等学校で返還された「埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」を志願先変更証明書に添付してください。

ただし、定時制の課程から全日制の課程への志願先変更の場合には、全日制の課程への出願前に県立学校人事課学事担当において上記1及び2の手続を行うことが必要です。

- (3) (2) の取扱いは、公立高等学校から公立高等学校へ志願先を変更する場合をいい、県立高等学校と市立高等学校の別は問いません。

5 問い合わせ先

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課学事担当（電話048-830-6735）

平成30年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書

(宛先)

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長

申請者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩  
 保護者との関係 ( \_\_\_\_\_ )

平成30年度埼玉県立高等学校入学志願者として出願資格を認定していただきたいので、  
 下記のとおり申請します。

記

志願者	氏名		男・女	昭和・平成	年	月	日生
	現住所						
出身中学校等名			電話				
保護者	氏名		⑩	志願者との関係			
	現住所		電話				
新住所							
転居予定日							
申請事由及び添付書類(いずれも該当する□に✓印を記入する。)		申請事由	添付書類	<input type="checkbox"/> 海外勤務に関する証明書 <input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書 (申請日から3か月以内に発行されたもの) <input type="checkbox"/> 入居証明書・賃貸契約書等 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの) <input type="checkbox"/> 親族の身元引受書 <input type="checkbox"/> 親族の現住所を証明できる書類 <input type="checkbox"/> 最終学校の修了(見込み)証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )			
		1 <u>保護者の海外勤務</u> <input type="checkbox"/> 保護者とともに帰国 <input type="checkbox"/> 親族と同居  2 <u>外国人及び上記1以外の日本人</u> <input type="checkbox"/> 保護者とともに転居 <input type="checkbox"/> 保護者とともに居住					

審査の結果、出願資格があることを認定します。

平成 年 月 日

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長



(注) 課長印のないものは無効です。

(参考)

申請時における志願先高等学校名	埼玉県立	高等学校
-----------------	------	------

# 記入例

受付番号 \_\_\_\_\_

記入  
しない

平成30年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書

(宛先)

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長

必ず押印

申請者氏名 出願 一郎  
保護者との関係 ( 本人 )



平成30年度埼玉県立高等学校入学志願者として出願資格を認定していただきたいので、下記のとおり申請します。

記

志願者	氏名	出願 太郎	男	女	昭和・平成14年10月15日生
	現住所	NORTH APARTMENT 4 sukhumvit SOI 50 klongton-nam wattana Bangkok THAILAND			
出身中学校等名		〇〇〇日本人学校	必ず押印		電話 123-456-7891
保護者	氏名	出願 一郎	印	志願者との関係	父
	現住所	同上		電話	同上
新住所		埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1-401			
転居予定日		平成30年3月15日			
申請事由及び添付書類(いずれも該当する□に✓印を記入する。)		申請事由		添付書類	
		1 保護者の海外勤務 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者とともに帰国 <input type="checkbox"/> 親族と同居 2 外国人及び上記1以外の日本人 <input type="checkbox"/> 保護者とともに転居 <input type="checkbox"/> 保護者とともに居住	<input checked="" type="checkbox"/> 海外勤務に関する証明書 <input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書 (申請日から3か月以内に発行されたもの) <input checked="" type="checkbox"/> 入居証明書・賃貸契約書等 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの) <input type="checkbox"/> 親族の身元引受書 <input type="checkbox"/> 親族の現住所を証明できる書類 <input type="checkbox"/> 最終学校の修了(見込み)証明書 <input type="checkbox"/> その他( )		

審査の結果、出願資格があることを認定します。

平成 年 月 日

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長



(注) 課長印のないものは無効です。

(参考)

申請時における志願先高等学校名	埼玉県立 高砂 高等学校	
-----------------	--------------	--

# 海外勤務に関する証明書の記載例

## 海外勤務に関する証明書

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長

社長、所長（支店長）、部長又は課長  
など、勤務先の上司にあたる方の署名  
及び職印の押印

高砂台株式会社  
バンコク支社長  
浦和 一郎 職印

海外駐在中である社員の家族について、帰国予定であることを証明いたします。

海外勤務をしている保護者の氏名です。

1 社員氏名

出願 一郎（しゅつがん いちろう）

現在の勤務先について御記入ください。

2 勤務先

高砂台株式会社バンコク支社

NORTH APARTMENT 4 sukhumvit SOI 50 klongton-nam wattana Bangkok THAILAND

3 赴任期間

平成26年1月18日から現在に至る

4 家族氏名

妻 出願 花子

長男 出願 太郎

次男 出願 次郎

帯同家族を全員分御記入ください。

5 帰国予定日

(※家族全員が帰国する場合)

平成30年3月15日帰国予定

保護者及び帯同家族の帰国予定の記載（3月31日以前である必要があります。）

(※受検生が一方の保護者と帰国する場合)

家族は、平成30年3月15日に帰国予定

ただし、出願 一郎は、引き続き現地に滞在

帰国後の勤務地の記載  
(分かる範囲で)

6 帰国後の勤務地

高砂台株式会社浦和支店（さいたま市）

7 帰国後の住居

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1-401

帰国後の住居の記載（住居表示）  
平成30年度埼玉県立高等学校  
入学志願者の出願資格認定申請  
書の「新住所」と一致している必要  
があります。